

訪問介護・訪問型サービス利用料金表

ヘルパーステーション ふれんど

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合証に記載された割合での御負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【料金表 - 基本料金】 (要介護の方のみ)

身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満	90分以上(30分増すごと)
	165単位	248単位	394単位	575単位	83単位を追加

【20分未満の身体介護は下記の要件が必要です】

- * 要介護3から5までの方。
- * サービス担当者会議が3か月に1回行われ、1週間に5日以上20分未満の身体介護が認められた方
- * 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者。

生活援助	—	20分以上45分未満	45分以上
	—	181単位	223単位

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

20分以上45分未満	67単位	25分増すごとに66単位	198単位を限度とする
------------	------	--------------	-------------

- * 初回加算:200単位/月 緊急時訪問介護加算:100単位/回(身体介護のみ)
生活機能向上連携加算 100単位/月(3カ月のみ)
- * 基本料金に対して下記の通り、時間帯により割増になります。

早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時)・25% 深夜(午後10時～午前6時)・50%

【料金表 - 基本料金】(要支援の方のみ)

	一週間	一週間	一週間
	一回程度	二回程度	三回以上
1ヶ月	1176単位	2349単位	3727単位

- * 初回加算 : 200単位/月 生活機能向上連携加算 :100単位/月(3カ月のみ)
- * 要支援・要介護共、地域単価(10.42),処遇改善加算Ⅰを算定します。
- * 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを算定します。
- * 介護職員等ベースアップ等支援加算を算定します。
- * 生活機能向上連携加算は利用者の在宅での生活機能向上を目標にリハビリテーション専門職と訪問介護計画書を作成した場合のみ算定します。
- * 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。
- * 介護保険適用の場合でも、利用者の保険料滞納等により、保険給付金が当事業所に支払われない場合があります。その際、いったん利用料全額をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、各市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを市町村より受けることができます。